

## 【声明】

# 国は原告勝訴判決を受け入れ、 直ちに保護基準を減額前に戻せ

—生活保護基準引き下げさいたま地裁原告勝訴判決—

2023年3月29日

埼玉県生活と健康を守る会連合会

会 長 笹井 敏子

全国生活と健康を守る会連合会

会 長 吉田 松雄

東京都新宿区新宿 5-12-15

KATOビル 3階

TEL 03 (3354) 7431

FAX 03 (3354) 7435

さいたま地方裁判所は3月29日、生活保護利用者が、国が2013年10月から3年間行った生活保護減額の処分取り消しと賠償を求めた「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。

本裁判は、埼玉県内の生活保護利用者35人（提訴時）が、国、埼玉県、さいたま市などを被告として、保護変更決定処分（生活扶助基準の引き下げ）の取り消しを求めています。

全国29地裁で提起された同種訴訟では、生活保護基準引下げ処分の取消しを認容した判決は、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎、青森、和歌山に続く8件目です。全国29都道府県の約1000人原告がたたかっている「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」、引き下げによって苦しんでいる生活保護利用者には大きな激励となるものです。

判決は、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準の引き下げを問題とし、裁量権の逸脱・濫用を認めたものです。憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する勝訴判決です。

国は、これらの判決を真摯に受け入れ、原告の主張を認め控訴を断念し判決を確定させ、即刻、2012年の引き下げ前の基準に戻すことを強く要求します。

また、基準改訂にあたっては、負のスパイラルに落ち入る第1・十分位（所得階層を十等分して一番低い層）との消費支出を比較する手法は改め、「健康で文化的な生活」を保障する新たな方法で公平に算出することを強く求めます。

以 上